

平成 30 年の農薬取締法改正で農薬の安全性を一層向上させるため、登録された全ての農薬を対象に、安全性を再評価する仕組みを導入しております。

農薬の再評価は、最新の科学的知見に基づいて行うことが重要であることから、各種試験成績に加え、公表文献を用いてリスク評価を行うこととしています。

農林水産省は、農薬登録を受けた者から提出された公表文献に関する報告書において公表文献が「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」（令和 3 年 9 月 22 日付け農業資材審議会農薬分科会決定、令和 5 年 7 月 27 日付け一部改正）に従って収集、選択等されているかを確認した上で、リスク評価機関等への送付の際に、公表文献に関する報告書を提供しています。

今般、さらに、再評価に用いる公表文献の網羅性を向上させる観点から、リスク評価機関に送付する前に公表文献に関する情報を募集する仕組みを設けることとし、プレスリリースを行いましたので、お知らせいたします。（以下のリンクをクリックいただくと、プレスリリースが表示されます）

[農薬の公表文献に関する情報募集の仕組みの開始について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

---